

発行／糸島市商工会

福岡県糸島市前原北1-1-1

TEL 092-322-3535 FAX 092-322-1113

編集・発行人／山崎九十九

URL <http://ishokokai.net/>

E-mail itoshima@shokokai.ne.jp

発行日／平成26年3月25日

※広報や商工会に関するお問い合わせ、ご意見等をお寄せください。



※写真はイメージです

あなたの事業所を
動画で紹介してみませんか？

テーマ・内容

自由（HPや写真などで案内出来ない所を生の声で表現して下さい。）

- (1) 技術や商品・料理を動画で案内
- (2) 他にはないサービスを紹介など

料金

無料!!

応募方法

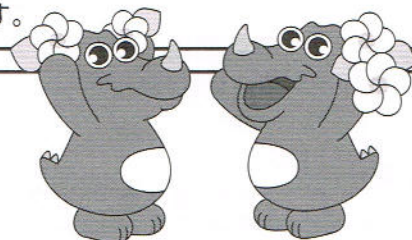
商工会HPや動画申込シートをFAXの上お申込出来ます。

動画の仕様

1. 時 間… 1動画3分以内にまとめさせていただきます。
2. テロップ等… テロップやナレーションを入れることが出来ます。
3. そ の 他… 当チャンネルは動画共有サイト「YouTube」を利用して運営し、当HPと「YouTube」両サイトにて動画を配信致します。

注意事項

- ・撮影は職員が行います。（デジカメ・スマートフォンにて撮影予定）
- ・撮影までに打ち合わせを何度か行わせていただきます。
- ・既に動画をお持ちの方も商工会HPにアップすることができます。
- ・著作権、肖像権があるものは事前に許可を得ておいて下さい。
- ・撮影した動画の著作権は糸島市商工会に帰属し、インターネット上にアップロードされることに同意したものとみなします。



新会員紹介

H26年1月、2月において理事会が開催され、加入承認となりました事業所を紹介します。

地区名	事業所名	代表者	住 所	電話番号
可 也	うつわと手仕事の店 研 －小売業(陶器、ガラス、布物)－	敦賀 研二	志摩初232	327-2932
波多江	(有)櫛山商会 ダスキン周船寺 －サービス業(モップ、玄関マット)－	櫛山 武	高田5丁目16番33号	323-5270
波多江	てんてこ舞 －飲食業－	見山 朗	波多江駅南1丁目5-26	332-9454
怡 土	井上建装 －建設業(塗装業)－	井上 峯充	井原431	322-7632
雷 山	U・S自動車 －サービス業(自動車整備)－	植松 真弥	有田中央2丁目14番1号	323-2429
長 糸	佐藤建具木工業 －建設業(建具)－	佐藤 繁充	瀬戸254-11	323-2512
老松町	(株)正和 －卸売業(ひら茸)－	高平 慎也	前原中央2-10-16	562-1311
南本町	Victoria －サービス業－	岡本絵里香	前原中央2丁目3-56	090-5295-7610
北 部	ヘアーサロン ヨシムラ －サービス業(ヘアーサロン)－	吉村 孝男	前原西5丁目9-36	
可 也	木村設備設計事務所 －サービス業(設計)－	木村 康秀	志摩稲葉111	327-5501
可 也	石郷建設 －建設業－	石郷 重春	志摩井田原1708-3	327-0521
可 也	志摩荘 －その他(不動産業)－	吉村 友吾	志摩稲留438	327-0094
岐 志	吉田豆腐店 －製造業(豆腐製造)－	吉田隣太郎	志摩岐志912-1	328-2036
小富士	MAD －小売業(自動車、バイク、部品)－	松尾 英人	福岡市早良区脇山591-3	872-8277
深 江	カルタ デザイン －サービス業(印刷、HP作成、グラフィックデザイン)－	本村 仁	二丈深江945-2	325-2929

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

仕事に役立つ!! EXCEL講習会を開催致しました

商工会館本所で3月5日～7日、昼の部・夜の部の3日間で仕事に役立つEXCEL講習会を開催致しました。昼の部は現金出納帳作成講習を、夜の部ではEXCEL財務関数講習を行い、受講した方から次回も参加したいとの声を多くいただき、仕事に役立つパソコン講習会を開くことが出来ました。



消費税法改正のお知らせ

平成26年4月1日から、消費税が**8%**へ引き上げられます。税率の引き上げによる消費税の増収分が「社会保障の財源」となり、皆さんに還元されます。

消費税法改正に伴う対策・対応の準備は万全でしょうか! どうしたらいいかわからない時は商工会にご相談下さい。

消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

○制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

例1 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

〇〇〇円(税別)	〇〇〇円 (税抜価格)	〇〇〇円 (本体価格)	〇〇〇円+消費税
----------	----------------	----------------	----------

例2 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

補足

提供する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。
例)「消費税は当店が負担しています」「消費税率上昇分値引きします」など

創業補助金公募(創業促進補助金)のご案内!

女性や若者の地域での起業や後継者の新分野への挑戦を応援します

「創業促進事業」は、新たに創業(第二創業を含む)を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助する事業で新たな需要や雇用の創出等を促し、国経済を活性化させることを目的とします。

1. 対象者

起業・創業や第二創業を行う個人・中小企業・小規模事業者の皆様(国が認定する専門家や認定支援機関(商工会)等と一緒に取組んでいただきます。)

1. 地域の需要や雇用を支える事業や海外需要を念頭とした事業を、日本国内で興すもの。
2. 既に事業を営んでいる中小企業者または特定非営利活動法人において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出するもの。

3. 公募期間

平成26年2月28日(金)～平成26年6月30日(月)17時[必着]
※なお、平成26年3月24日(月)までに受付した案件については、先行して審査が行われます。

2. 補助内容

補助事業実施のために必要となる経費で以下の①～③をすべて満たすものを対象(詳細は商工会までお問合せ下さい。)

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降の契約・発注により発生した経費(※)
- ③証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

※人件費・店舗等借入費・設備リース費について、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助事業期間分の費用は、対象となります。

	補助率	補助上限額
[創業]	2/3	200万円
[第二創業]	2/3	200万円

小規模事業者持続化補助金のご案内!

「小規模事業者持続化補助金」は持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン改変等)などの取り組みを支援するため、それに要する費用の一部を補助する補助金です。

対象者

日本国内に所在する小規模事業者であること。

※小規模事業者とは、製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業であること。

対象事業

事業は①～③に掲げる要件をいずれも満たす事業であること。

- ①策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための事業
- ②商工会の支援を受けながら取り組む事業であること
- ③以下の該当する事業を行うものでないこと
(国等や他の補助金、助成金を活用する事業。1年以内に売上につながる見込みがない事業)

補助率等

◆補助率 補助対象経費の3分の2以内

◆補助上限額 75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。ただし、雇用を増加させる経営計画に基づく取り組みについては150万円の事業費に対し、最大100万円まで補助します。

対象経費

次の①～③の条件を満たすものとなります。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降に発生した経費
- ③証拠資料等によって金額が確認できる経費

〈商店や飲食店で想定される取組例〉

- ①広告宣伝
・新たな顧客層の取り組みを狙ったチラシの作成
・集客力を高めるための店舗改装
・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りこたつにするなどにより、幅広い年代層の集客を図る。
・パン屋が衛生面を強化するため、陳列してある商品の上にカバーを付け、商品がホコリなどに触れない工夫を図る
- ②商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
・古くなった商品パッケージのデザインを一新

詳しい内容は募集要項をご確認下さい。

糸島市見本市等出展事業補助金 概要

○ 内容

糸島市内で産出及び製造された生産物の見本市、展示会、商談会などへの出展に係る経費補助

○ 補助対象者

糸島市内に住所又は主たる事業所を有する事業者(法人含む)で、次のいずれかに該当するもの

- ①市内で農林水産物(加工品を含む。)を生産する者
- ②市内で製造業を営む者
- ③前2号に該当する者で構成するグループ

○ 補助額

- ・補助対象経費の2分の1に相当する金額
- ・上限額 福岡県外:10万円
国 外:20万円

○ 補助対象事業

- ・「福岡県外」で開催される見本市等への出展事業
- ・国又は地方公共団体が主催、共催若しくは後援する「国外」の見本市等又は日本貿易振興機構(JETRO)が主催若しくは参加する国外の見本市等への出展事業
- ※展示販売、品評等を趣旨とした催事を除く

○ 補助対象経費

- ・見本市等の出展料(小間料)
- ・見本市等の会場における装飾費
- ・見本市等への展示物品の輸送に係る経費(人にかかる交通費等は対象外)

○ 補助上限回数

- ・1事業者につき通算3回
- ・同一年度において、1事業者につき「福岡県外」及び「国外」それぞれ1回を限度

※ 出展する見本市が開催される15日前までに、市へ申請する必要があります。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

平成25年度 第10回理事会報告 ◆開催日時 平成26年1月15日(水) 16時
◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

【主な議案】

・定款、規定の一部改正の件について

定款の一部改正として2件、規定の一部改正を1件改正。

青年部の資格において「年齢満40歳以下の男子」から「年齢満40歳以下の者」として男性に限らないことを改正。なお、定款の改正は理事会承認後来年度の総代会に諮り承認されたのち改正となる。

協議の結果、全員異議なく承認となった。

平成25年度 第11回理事会報告 ◆開催日時 平成26年2月19日(水) 16時
◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

【主な議案】

・平成26年度 第2回通常総代会日程の件

協議の結果、開催日を5月28日(水)の午後15時本所大会議室で行うことを決定した。

税務

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭または有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

第2回 糸島市商工会通常総代会

日時:平成26年5月28日(水)
時間:午後3時～
場所:糸島市商工会館 大会議室

第2回 青年部通常総会

日時:平成26年4月25日(金)
時間:午後7時～
場所:糸島市商工会館 大会議室

第2回 女性部通常総会

日時:平成26年4月中旬予定
時間:未定
場所:糸島市商工会館 大会議室

所定労働時間が週20時間未満になった場合の資格喪失について

(会社等を退職されない場合でも喪失手続きが必要となります。)

ご注意
下さい

雇用保険に加入していても、所定労働時間が週20時間未満になった場合には、喪失手続きが必要となることがあります

1 常用雇用の場合(例:期限の定めなし、パートで採用)

【原則】労働条件の変更等により、週20時間未満になった場合→契約変更日の前日(変更月の前月末)で喪失。

ただし、労働条件の復帰が前提で、臨時月・一時的(3ヶ月未満)に週20時間未満となった場合は、喪失せず、継続が可能です。

なお、20時間未満での、臨時的・一時的な期間が3ヶ月間以上(最高6ヶ月間)を超える見込み、また、結果的に超えるに至った場合は、週20時間未満となる前月末で喪失。

2 有期雇用契約者の場合(例:6ヶ月契約で更新有り パートで採用)

【原則】契約期間中の就労実績が週20時間未満・中途契約変更等の場合→週20時間未満となる前の契約期間の末日で喪失。

ただし、週20時間未満での就労が概ね3ヶ月程度を超えることが明らかになった場合、また、結果的に超えた場合は、前回契約期間の末日で喪失。

なお、週20時間未満での就労が概ね3ヶ月程度を超えることが明らかになり、契約期間の途中で契約変更をした場合は、契約変更前の末日で喪失。

※もう一度雇用保険の労働時間の確認をお願い致します。

平成26年度の雇用保険料率 前年度から変更はありません

平成26年4月1日から平成27年3月31日
までの雇用保険料率は、平成25年度と
変わらず次のとおりです。

(平成26年度 雇用保険料率表)

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率)	② 事業主負担		① ② 雇用保険 二事業の 保険料率	
		失業等 給付の 保険料率	雇用保険 二事業の 保険料率	雇用保険 料率	
一般 の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造 の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設 の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

労働問題で悩んでいる
事業主の方へ

無料相談会

が開催されています

- ・従業員への対応について悩んでいる。
 - ・退職金や有給休暇について知りたい。
 - ・職場でいじめやパワハラ問題が起きている。
- etc...

相談会開催日: 毎月第2金曜日
時 間: 14:00～16:00
場 所: 糸島市ラポール
(神在1048-1)

◆問合せ先 福岡県労働者支援事務所
tel 092-735-6149

～お願い～

店舗前の点字ブロック上に物を置かない、
駐輪・駐車禁止をお願いします!

点字ブロックの上やその周辺に自転車や自動車を止めたり、物を置いたりされるのはとても邪魔になり、視覚障害者の人が歩く妨げになっています。点字ブロックがあることに注意して、駐車・駐輪の際や、看板や物を置くときなどは心づかいをお願いします。



悪い例



良い例